		会	議	録		
案 件	第1回市貝町自治	第1回市貝町自治基本条例町民検討委員会				
日 時	平成 28 年 6 月 28	日(火)18:00	0~20:00	場所	大会議室	
出席者	委員14名、町長、	事務局4名		傍聴者	0 名	
			•			

内容

- 1 開会【進行:事務局・企画振興課長】
- 2 委嘱状交付
- 3 町長あいさつ
- 4 委員、事務局紹介
- 5 検討委員会要綱説明
- ・事務局資料1に基づいて説明を行った。

# 質疑応答

- Q(委員):この自治基本条例はまだないものを新しく作成するということでよろしいか。また、「サシバの里基本構想」との関連はどうか。
- A(町長):自治基本条例は新しく作成するものである。「サシバの里基本構想」は町づく りのためのガイドラインのようなもの、こちらはルールというよりは自然保護と 経済の両立に観点をおいているものである。自治基本条例は「サシバの里基本構 想」とは違ったルールづくりのものとなる。
- 6 正副委員長選出
- ・委員長に宇都宮大学地域デザイン科学部中村教授が、副委員長に商工会遠藤氏が選出された。

# 7 議題

- ・議事進行については、要綱第6条第1項の規定により、委員長が行った。
- (1)会議の公開、会議録の公表について
- ・事務局から資料2「会議の公開・会議録の公表について」に基づいて説明が行われた。

(委員長):会議の公開についてはこのとおりでいいのではないか。会議録については、実 名表記では自由な発言を阻害してしまう可能性がある。「委員」表記に統一し たうえで作成することでよいと思うがいかがか。

: 匿名では条例に対する責任が薄れてしまうおそれがある。 (委員)

(委員長):同意する。しかし、まだ手探りで動き始めた状況であるため、これからの経過

や議論によって変化させていくこととし、当面はこのような形で行っていきた

い。

以上の協議後、異議なしで議事内容は承認された。

# (2) 委員会の役割等について

事務局から資料3「市貝町自治基本条例制定体制」に基づいて説明が行われた。 意見等なく、異議なしで議事内容は承認された。

### (3) 自治基本条例についての講話

・委員長がパワーポイントを用いて自治基本条例についての概要、先駆けて制定した自治体の 前例についての説明を行った。

(委員長):以前に協力した自治体では議論に議論を重ね「これしかない」というものを作成 したが、住民への発表会では「わからない、難しい」との指摘があった。文言の 難解さや制定までのプロセスが全く見えてこないことが原因だった。自治基本条 例も新たな時代に入った。ホームページで委員会開催や議論プロセスを紹介する ことは可能であるし、思い切って文言をもっと平易にし、市貝色を前面に押し出 してみてはどうか、無難なものを作ることは簡単だが、自分たちの思いを自分た ちの文章で表現することが重要である。イギリスのEU離脱を見ればわかるよう に、住民から遠くで行われた決断には疑問符がついてまわる。住民と身近に接す る市貝には、より住民の考えと近い決断が可能である。

### (4) 自治基本条例制定基本方針

事務局から資料5「自治基本条例制定基本方針」に基づいて説明。

# 質疑応答

Q (委員) : 資料 7 ページ、基本方針 6 の「条例制定を進める体制・進め方」の(2)で は町民(中学生等)との表記がなされているが、中学生に限定する理由は何 か。たとえば、高校生の意見も重要に思われる。彼らはいったん町外部に目 を向け、これから町に戻ってくるかどうかという世代である。彼らはこれか らの時代の担い手でもあり、重要な意見がもらえるはずだ。参加していただ

くあてもある。

A(委員長):他自治体においては、中、高、大学生が参画していた事例もある。高校生も 参加できるのであれば価値のあることなので、ぜひやりたいところだ。

Q(委員):この委員会は「大きな目標を設定して、それに向かって活動していく」のか

それとも「やりながら目標を設定していく」のか。始まったばかりでそれもあいまいだが、当面 7 ページ 5 番「条例制定の効果」を目標として活動してはどうか。ある程度の目標がなくては活動しにくい。また、思ったことをすぐに伝えられるよう情報共有ができるようにしたほうがよい。

A(委員長):目標の必要性に関しては同意する。連絡体制についてはこれから事務局を交 えて検討していく。

以上の質疑応答後、異議なしで議事内容は承認された。

# ○議案第5号 今後の進め方について

・事務局から資料 6 「自治基本条例検討の進め方(平成 28・29 年度)(案)」に基づいて暫定的に設定したスケジュールが説明された。

(委員長):初回は18時開催ということだったが、次回以降の開催時間もとりあえず同様 に行うということでよいか。

委員長の提案に対し、異議なしで議事内容は承認された。

#### 8 その他

(委員長): 今回の会を終えてみて、非建設的なクレーム合戦に発展することはないと確信した。前向きであることに留意したうえで、自由に討議できるようにしていきたい。目安としては、1回で一人当たり3分程度話せるように参加をお願いしたい。次回開催にむけて、発言希望者は事務局のメールアドレスに「町の課題」についての発言メモやレジュメのようなものを送るようにしてはどうか。

(委員) : 異議なし。

(委員長):それでは、8月17日を目安に事務局あてにそちらを送るようにする。

(事務局):メールアドレスは追って知らせる。

# 質疑応答

Q (委員) : 作業部会にも委員から 4 人参加するとのことだが、その顔ぶれについてはどのようなものか。

A(事務局): 本委員会の4名の方にお願いしている。

(委員長): ただ、委員の方々の参加を妨げたくはないので、参加したい方は事務局まで 6月30日までに連絡を入れるという形にする。

Q(委員):作業部会での傍聴は可能か。

A (委員長):未定である。傍聴者にとってグループワーク等は無益な時間になる可能性も あるため、今後の会議の中で決めていきたい。

### 9 閉会

以上、会議の概要について記録いたします。